

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

平成19年2月1日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する契約をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商習慣上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 保守管理、庁舎管理等の業務の委託に係る契約

(長期継続契約の期間)

第3条 長期継続契約における契約期間は、5年以内とする。ただし、広域連合長が必要と認めるときは、この限りでない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、長期継続契約に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。